

社会福祉法人ひろの会

評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人ひろの会

社会福祉法人ひろの会

評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひろの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員等とは、理事、監事、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び役員等は理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会（以下「会議等」という）に出席したとき及び理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務を行ったときは、別表により報酬を支給することができる。

- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
- 3 施設の職員を兼務する役員等には、報酬は支給しない。

(報酬額)

第4条 評議員及び役員等の報酬額に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

- (1) 評議員 50万円
- (2) 理事 100万円
- (3) 監事 50万円
- (4) 評議員選任・解任委員 10万円
- (5) 第三者委員 10万円

- 2 社会福祉法第45条の9第10項及び定款第13条第4項の規定に基づき、評議委員会を開催することなく、評議員会の決議があったものとみなされた場合、評議員会の決議事項に同意した評議員に対する報酬は、無報酬とする。
- 3 社会福祉法第45条の14第9項及び定款第26条第2項の規定に基づき、理事会を開催することなく、理事会の決議があったものとみなされた場合、理事会の決議事項に同意又は確認した役員に対する報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第5条 評議員及び役員等が理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務を行うために旅行したときは、その旅行の費用を弁償する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額及び支給時期は、旅費及び費用弁償規定に準拠する。

(報酬等の支給方法)

第6条 評議員及び役員等に対する報酬及び費用弁償は、会議等に出席した日から4週間以内に銀行振込により支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき源泉所得税額を控除して支給する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）評議員

名 称	報 酬 額
評議委員会等会議出席報酬（日額）	7,000 円
評 議 員 業 務 報 酬 （ 日 額 ）	7,000 円

（2）理事

名 称	報 酬 額
理事会等会議出席報酬（日額）	7,000 円
理 事 業 務 報 酬 （ 日 額 ）	7,000 円

（3）監事

名 称	報 酬 額
理事会等会議出席報酬（日額）	7,000 円
監事監査等監事業務報酬（日額）	7,000 円

（4）評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額
評議員選任・解任委員会等 会 議 出 席 報 酬 （ 日 額 ）	7,000 円

（5）第三者委員

名 称	報 酬 額
第三者委員等会議出席報酬（日額）	6,000 円